

答 申 第 3 5 号
平成18年8月23日

大 阪 府 知 事 様

大阪府環境審議会会



温泉掘削許可及び温泉動力装置許可について（答申）

平成18年8月23日付け環衛第1515号で諮問のあった標記については、平成18年8月23日開催の平成18年度第1回大阪府環境審議会温泉部会での審議の結果、別紙のとおり答申します。

別紙

1 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 吹田市芳野町13番14号
株式会社サンリバー 代表取締役 吉田 宜正
- (2) 申請地 吹田市芳野町1500番1
- (3) 答申内容 本申請については、180m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

2 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 石川県金沢市大和町1番5号
アパホーム株式会社 代表取締役 元谷 外志雄
- (2) 申請地 茨木市豊原町124番
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

3 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市淀川区西三国二丁目12番58号
浦濱 忠彦
- (2) 申請地 大阪市淀川区西三国四丁目32番
- (3) 答申内容 本申請については500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

4 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 豊中市大島町二丁目1番29号
信和建设株式会社 代表取締役 前田 裕幸
- (2) 申請地 大阪市淀川区三国本町一丁目6番12
- (3) 答申内容 本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

5 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市城東区今福東一丁目5番22号
大希産業株式会社 代表取締役 杵田 勤一郎
- (2) 申請地 大阪市城東区今福東一丁目34番2
- (3) 答申内容 本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

6 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市平野区加美北四丁目7番10号
明日香シニアサービス株式会社 代表取締役 島田 光子
- (2) 申請地 大阪市平野区加美北四丁目97番4
- (3) 答申内容 本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

7 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 東京都千代田区大手町二丁目6番3号
新日本製鐵株式会社 代表取締役 三村 明夫
- (2) 申請地 堺市堺区築港八幡町1番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

8 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 堺市堺区中田出井町三丁4番22号
汀商事有限会社 代表取締役 佐藤 延娟
- (2) 申請地 堺市堺区南花田口町二丁52番
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

9 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 高石市千代田一丁目11番14号
株式会社アイエスイー 代表取締役 西田 爵
- (2) 申請地 高石市高師浜四丁目1088番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

10 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目8番1号
グンゼ開発株式会社 代表取締役 浜村 眞
- (2) 申請地 泉佐野市りんくう往来南3番20
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

11 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 和歌山県和歌山市西浜1660番地の180
株式会社 山本進重郎商店 代表取締役 山本 進三
- (2) 申請地 東大阪市高井田本通五丁目17番1
- (3) 答申内容 本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、東大阪市高井田19番9における別の申請（以下「別申請」という。）があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。

12 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市中央区谷町二丁目6番5号
アスモ株式会社 代表取締役 森 嘉紀
- (2) 申請地 東大阪市高井田19番9
- (3) 答申内容 本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、東大阪市高井田本通五丁目17番1における別

の申請（以下「別申請」という。）があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。

13 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 大阪市北区中津一丁目13番17-502号
株式会社ビーバーレコード 代表取締役 春田 幸裕
- (2) 申請地 寝屋川市寝屋北町467番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

14 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 寝屋川市木田元宮一丁目28番10号
株式会社ラ・カーヴコーポレーション 代表取締役 金井 正夫
- (2) 申請地 門真市大字三ツ島922番
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

15 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 富田林市川面町一丁目8番7号
松山 梅
- (2) 申請地 大阪市北区西天満三丁目11番8
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

16 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 大阪市北区中之島一丁目3番20号
大阪市長 關 淳一
- (2) 申請地 大阪市天王寺区筆ヶ崎町15番14
- (3) 答申内容 本申請については、揚湯の上限を毎分150ℓ以下とすることを条件に許可することに支障ないものと認める。

17 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 大阪市福島区吉野一丁目21番14号
株式会社阪神住建 代表取締役 岩崎 圭祐
- (2) 申請地 大阪市浪速区恵比寿東三丁目2番32
- (3) 答申内容 本件申請の動力装置については、既存の動力装置許可（平成9年2月24日）に係る申請時の添付資料として提出されている揚湯試験結果（限界点 毎分508ℓ）に比べ今回提出された同一温泉井における揚湯試験結果では約3倍以上の揚湯（限界点 なし（試験上限 毎分1,420ℓ））が認められていること及び設置予定場所が大阪層群の撓曲部にあたることから、上町断層に沿った南北方向のれっか水の流入が容易に推定でき、揚湯に伴う上町断層に沿った南北方向に位置する広範囲の既存温泉井のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼす可能性が極めて高いこと並びに大阪府の指示により申請者から提出された温泉動力装

置許可申請に関する補正資料において、本件動力装置を設置した場合、南北方向に位置する既存温泉井のゆう出量、温度又は成分に影響を起こさないという保証が得られていないことから、当該動力装置は、温泉法第9条第2項の規定で読み替えて適用される第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る動力装置が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切でない。